

那賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

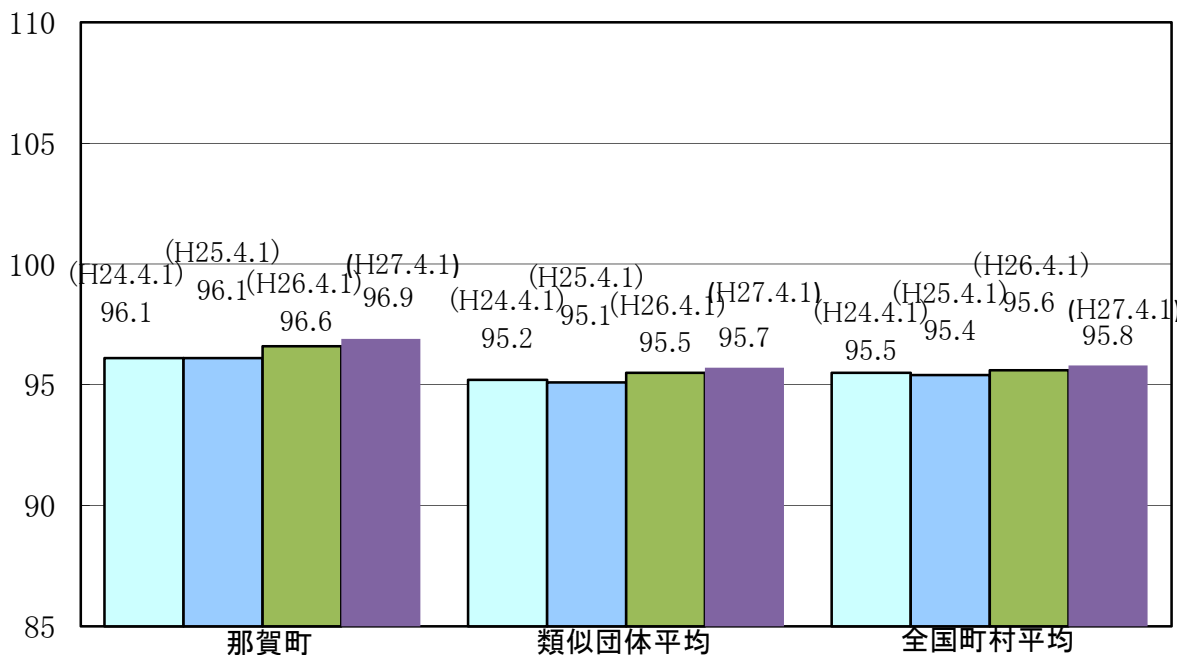
区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
26	9,262	11,948,899	1,382,584	1,903,357	15.9	14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	242	828,278	137,713	311,779	1,277,770	5,280	5,650

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短期間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、その理由

該当なし

(4) 給与改定の状況

那賀町は人事委員会を設置していません

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
年度	円	円	円	%	%

(参考) 国の改定率
%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
年度	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間 支給月数
月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しの状況においては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 技能労務職の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ同様の見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

国と同様に地域手当を支給する地域に在勤する職員に100分の20を超えない範囲で支給。(平成27年4月1日)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
那賀町	43.4 歳	328,400 円	383,740 円	358,537 円
徳島県	44.7 歳	345,684 円	431,069 円	374,054 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.0 歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
那賀町	49.3 歳	32 人	283,000 円	301,822 円	292,366 円
うち 用 務 員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
うち 運 転 手	53.0 歳	3 人	306,300 円	320,133 円	314,533 円
うち 清 掃 作 業 員	47.1 歳	8 人	266,400 円	301,875 円	288,050 円
うち 学 校 給 食 員	50.1 歳	11 人	281,600 円	292,973 円	284,100 円
うち そ の 他	52.1 歳	9 人	291,600 円	307,378 円	299,078 円
徳島県	54.8 歳	67 人	367,284 円	401,568 円	381,307 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円
類似団体	50.8 歳	4 人	303,696 円	328,292 円	317,840 円

区 分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
那賀町	—	— 歳	— 円	—
うち 用 務 員	用務員	54.6 歳	200,300 円	—
うち 運 転 手	営業用バス運転手	50.2 歳	314,800 円	1.02
うち 清 掃 作 業 員	廃棄物処理業従業員	44.9 歳	289,500 円	1.04
うち 学 校 給 食 員	調理師	47.8 歳	213,400 円	1.37
うち そ の 他	—	— 歳	— 円	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
那賀町	4,803,820 円	— 円	—
うち 用 務 員	— 円	2,663,500 円	—
うち 運 転 手	4,978,396 円	4,338,800 円	1.15
うち 清 掃 作 業 員	4,834,200 円	3,824,000 円	1.26
うち 学 校 給 食 員	4,787,976 円	2,897,000 円	1.65
うち そ の 他	4,889,536 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末、勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当をい
したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出して

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		那賀町	徳島県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	127,700 円	144,200 円	- 円
	中 学 卒	- 円	135,400 円	- 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	221,900 円	328,200 円	377,200 円	390,500 円
	高 校 卒	199,900 円	302,500 円	338,000 円	382,700 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	261,900 円	289,700 円	301,900 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

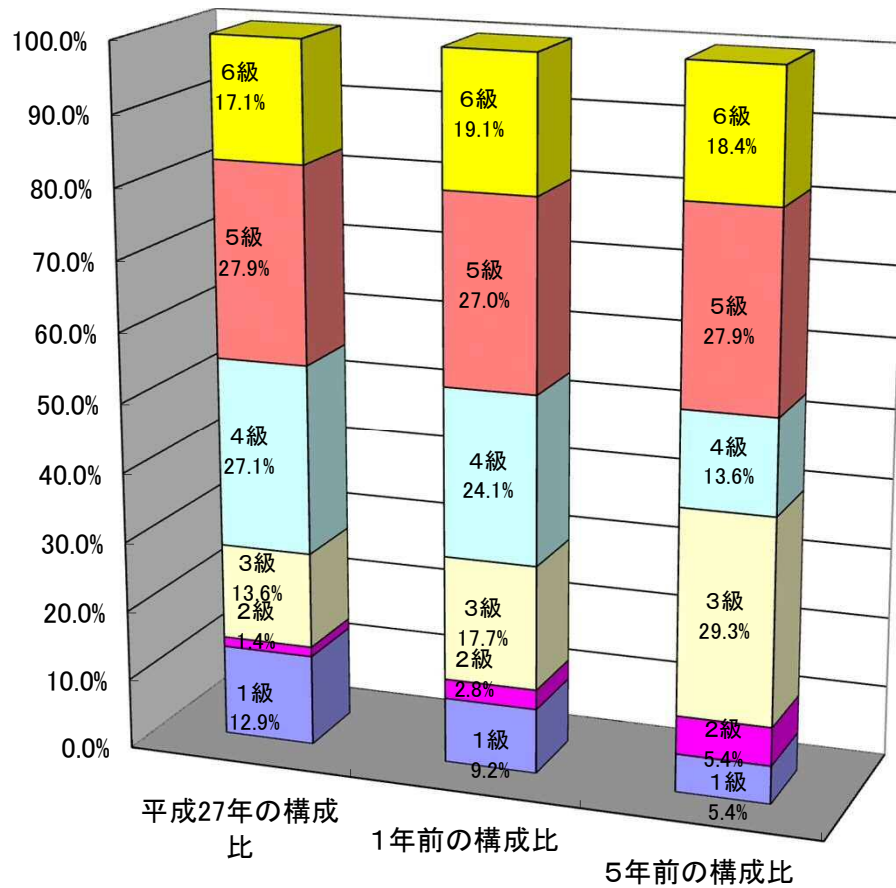
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事、困難な業務を処理する課長及びこれに相当する職務	24 人	17.1 %	315,800 円	407,900 円
5級	課長、主幹、課長補佐及びこれに相当する職務	39 人	27.9 %	285,000 円	390,700 円
4級	主査、困難な業務を分掌する係長及びこれに相当する職務	38 人	27.1 %	258,300 円	378,700 円
3級	係長及びこれに相当する職務 主任及び特に高度な知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務及びこれに相当する職務	19 人	13.6 %	223,900 円	347,700 円
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務及びこれに相当する職務	2 人	1.4 %	187,700 円	300,400 円
1級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務 主事補、技師補の職務	18 人	12.9 %	137,600 円	244,900 円

(注) 1 那賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

(昇給区分)

勤務成績がきわめて良好である職員 A…………… 8号以上

勤務成績が特に良好である職員 B…………… 6号

勤務成績が良好である職員 C…………… 4号

勤務成績がやや良好でない職員 D…………… 2号

勤務成績が良好でない職員 E…………… 0号

(那賀町では人事評価制度を導入してるが昇給への反映をしていない。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

那賀町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,408 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,643 千円	—
(年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7)月分	(年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7)月分	(年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>勤務成績が特に優秀な職員 100分の83.5以上100分の135以下 勤務成績が優秀な職員 100分の74以上100分の83.5未満 勤務成績が良好な職員 100分の64.5 勤務成績が良好でない職員 100分の64.5未満</p>
--

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

那賀町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職時特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職時特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	17,020 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績(26年度決算)		3,535 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		589,145 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
町内全域(医師のみ)	10 %	6 人	制度なし %
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		16,160 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		367,263 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		14.7 %			
手当の種類(手当数)		1種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給単価	
病院、診療所職員 勤務手当	病院長・診療所長	著しく危険、不伏、困難で特殊な業務	千円	30%以内	
	医長・所長補佐	〃	千円	給料月額と扶養手 当月額を加算した 額に右記に掲げる 支給割合を乗じて 算定する	
	医師臨床手当	〃	千円		15%以内
	医師危険手当	〃	千円		10%以内
	医師放射線手当	〃	千円		5%以内
	医師放射線手当	〃	千円		5%以内
	医師時間外勤務時間診療業務従 事手当	〃	千円	月額105,000円以内	
	主任看護師	〃	千円	月額5,000円	
	看護師危険手当	〃	千円	月額3,000円	
	放射線技師	〃	千円	月額5,000円	
	薬剤師	〃	千円	月額3,000円	
	理学療法士	〃	千円	月額3,000円	
	作業療法士	〃	千円	月額3,000円	
	管理栄養士	〃	千円	月額3,000円	
検査技師	〃	千円	月額3,000円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	34,608 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	231 千円
支給実績(25年度決算)	28,116 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	257 千円

(注)時間外勤務手当てには、休日勤務手当てを含む

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者を欠く時の第一子 11,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 満十六歳年度当初から満 二十二歳年度末までの子 5,000円加算	同じ	同じ	37,963 千円	237,269 円
住居手当	家賃12,000円を超える場合 27,000円を限度に支給	同じ	同じ	12,364 千円	247,278 円
通勤手当	通勤の為に自動車等を使用し、距離片道2.0km以上の者2.0kmから6.0kmまで 4,200円6.0kmから10.0kmまで 6,000円10.0kmから14kmまで 8,400円 ※以上4km毎に段階的に2,500円から2,800円増額	異なる	距離に応じ 2,000円～ 24,500円	47,909 千円	159,695 円
管理職手当	課長(6級)40,000円、 30,000円/月 課長・課長補佐(5級) 23,500円/月 課長補佐(4級) 21,200円 /月	異なる	俸給表別、 職務の級別 俸給の特別 調整額の区 分別に定め られた額を 支給	32,964 千円	362,235 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給。距離に応じ月額23,000円	同じ	距離に応じ 月額23,000円～68,000円	0 千円	0 円
休日勤務手当	国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務を命じられた職員に支給する(勤務1時間あたりの給与額に135/100を乗じて得た額(深夜は25/100を加算))	同じ	同じ	時間外勤務手当に合算して計上 千円	時間外勤務手当に合算して計上 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 区 町 村 長	723,000 円	() 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	578,400 円		870,000 円 /	363,200 円	
	収 入 役	円		円 /	円	
報 酬	議 長	255,900 円	() 円)	364,000 円 /	220,000 円	
	副 議 長	218,100 円		285,000 円 /	172,000 円	
	議 員	182,000 円		263,000 円 /	143,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(26年度支給割合) 2.6	2.6	月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 2.6		2.6	月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(算定方式) 在職1ヶ月につき43.50/100 在職1ヶ月につき25.75/100	(1期の手当額) 15,096 千円 7,149 千円	(支給時期) 任期満了時または退職時 "		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

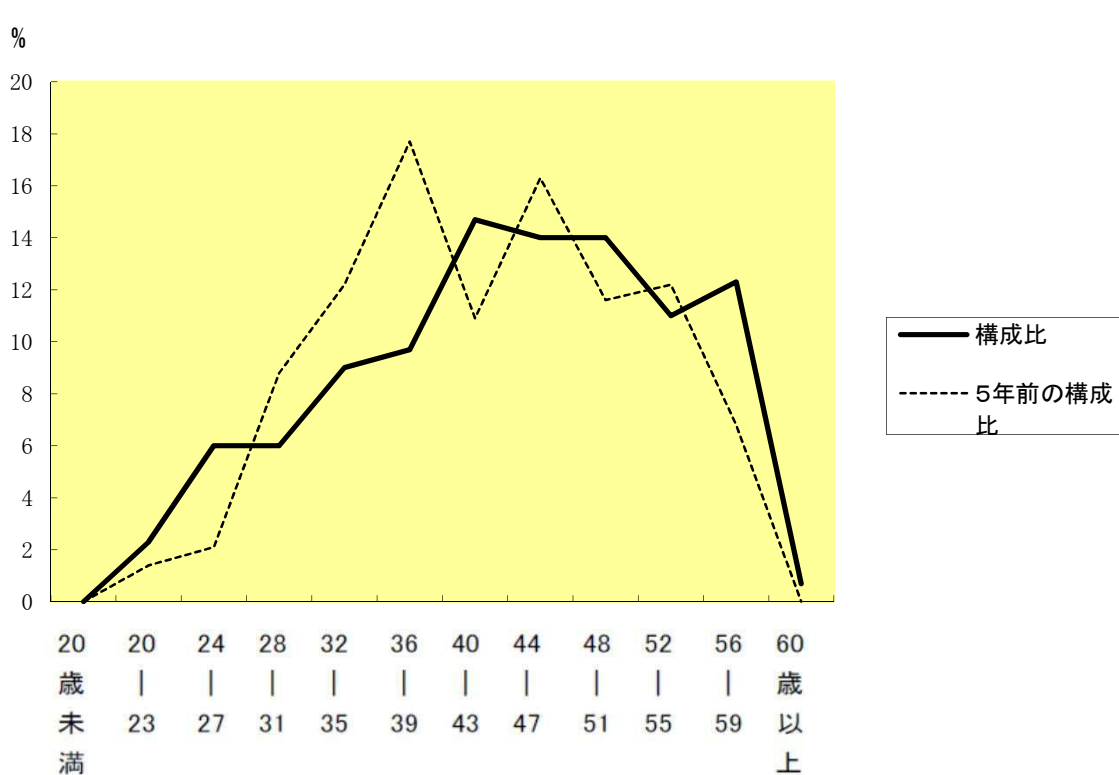
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通 会計 部門	議会	2	2	0	
	総務	47	45	-2	退職、業務体制見直し等
	税務	7	7	0	
	民生	62	69	7	認定こども園の設置による増、新採者の増
	衛生	28	27	-1	退職、業務体制見直し等
	農林水産	21	21	0	
	商工	3	3	0	
	土木	10	10	0	
	計	180	184	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 198 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.56 人)
	一般 行政 部門				
教育部門	30	25	-5	認定こども園設置に伴う減	
消防部門	32	33	1	新規採用による	
小 計	242	242	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 261 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.84 人)	
公営 企業 等 部門	病院	37	35	-2	退職による
	水道			0	
	国保	1	1	0	
	国保	21	22	1	
	その他			0	
小 計	59	58	-1		
合 計		301	300	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 323.90 人
		[317]	[317]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	18人	18人	27人	29人	44人	42人	42人	33人	37人	2人	300人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	179	180	191	193	180	184	5	2.7%
教育	36	33	33	34	30	25	-11	-44.0%
消防	0	0	0	0	32	33	33	100.0%
普通会計計	215	213	224	227	242	242	27	11.2%
公営企業等会計計	58	60	59	58	59	58	0	0.0%
総合計	273	273	283	285	301	300	27	9.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。